

東久留米市 SDGs 推進方針

令和5年8月8日

1 SDGs（持続可能な開発目標）について

（1）SDGs の概要

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。（＜参考1＞参照）

これらは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

（2）SDGs に取り組む意義¹

① 課題の共有

SDGsの「誰一人取り残さない」という原則は、地方自治体の視点や取組との親和性が高く、SDGsに取り組むことは地方自治体が持つ課題認識を共有することにつながります。SDGsを共通言語として、目標を共有することで、様々なステークホルダー（直接・間接的な利害関係を有するもの）との連携関係の構築や協働をスムーズに進めることにつながられます。

② 政策のアップデート

既存の政策について、SDGsを通じてこれまでになかった視点を追加し、解決していなかった課題、取り組めていなかった課題に着手するきっかけとすることができます。

また、SDGsの特徴として、バックカスティングという目標を達成するために何が必要かを遡って考える手法があります。SDGsの達成から逆算して必要な解決策を見出すことによって、持続可能な取組につながられます。

③ インターリンケージ

SDGsの目標はそれぞれ「経済・社会・環境」の三側面に配慮した取組を求めており、1つの目標に取り組むことが別の目標にも影響し、トレードオフ（両立しない関係）を少なくし、相乗効果を生み出すことにより目標達成に近づくようになっていることから、相互関連性を踏まえた取組につながられます。

2 国における SDGs 推進について

（1）SDGs 実施指針の「ビジョン」及び「8つの優先課題」

¹ 参考文献:公益財団法人 東京市町村自治調査会「多摩・島しょ地域自治体におけるSDGsに関する調査研究報告書 ～多摩・島しょ地域におけるSDGsの実践に向けて～」(2021年3月)

国においては、SDGs の実施を総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部を平成 28 年（2016 年）5 月に設置し、同年 12 月には、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」（以下「実施指針」）を決定しました。なお、実施指針は令和元年（2019 年）12 月に一部改定されました。

実施指針は、日本が 2030 アジェンダを実施し、令和 12 年（2030 年）までに日本の国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられています。

また、実施指針では「誰一人取り残さない」社会を実現するため、以下のビジョン及び 8 つの優先課題を掲げています。

ビジョン

- ① 日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提とし、国内実施、国際協力の両面において、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革することを目指す。
- ② SDGs は「経済・社会・環境」の三側面を含むものであり、これらの相互関連性を意識して取組を推進する。

優先課題（取組）

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
- ⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

（２）SDGs 推進に向けた地方自治体の役割

国では、SDGs の推進には、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーの積極的な取組を不可欠としています。特に、地方自治体での SDGs の推進、達成に向けた取組によって、地域課題の解決へとつながり、地方創生を推進することが期待されています。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組等の推進にあたっては、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実につなげることができるとしています。

こうした考えのもと、国では SDGs の推進、達成に向けて先駆的に取り組む地方自治体を「SDGs 未来都市」として、また、先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として選定し、財政的に支援するほか、「広域 SDGs モデル事業」、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」の取組等も支援を行い、SDGs の普及促進に取り組んでいます。

3 本市における SDGs の取組

第 5 次長期総合計画（以下、「長期総合計画」）の基本構想において、まちの将来像を実現するために 5 つの「基本目標」を定め、基本目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」（基本目標を達成するための施策の大綱）として展開しています。

基本的な施策は、基本計画の骨格ともいべき方針を示したのですが、基本目標を達成するための諸施策を展開していくことは SDGs の達成に向けた取組の推進に資するものと考えて、各施策と SDGs との関係を整理しています。（＜参考2＞参照）

4 策定の趣旨

全国の各地域においても、人口減少及びこれによる地域経済の衰退という課題を抱えています。地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

本市においても、長期総合計画における基本計画の各施策と SDGs の目標の関係を整理しているものの、普遍的な目標である SDGs の達成に向けて全庁的に取組を進めていく必要があることから、SDGs の推進に関する方針を定めるものです。

なお、方針の期間は SDGs の目標期間である令和 12 年(2030 年)までとします。

5 取組方針

(1) SDGs の理解促進

職員一人ひとりが SDGs の理念や取り組む意義を理解し、SDGs を自分ごととして捉え、その普及や達成に貢献できるようにするため、学ぶ場の確保に努めます。

併せて、SDGs に取り組む意義でもある相互関連性を踏まえ、SDGs の視点を取り入れた施策展開を推進します。

(2) 計画等と SDGs を関連付けた取組の推進

- ① 長期総合計画における基本計画の各施策と SDGs の目標を関連付け、SDGs を原動力とした総合戦略を推進することによって、SDGs の達成に向けた取組を行いながら、施策を着実に進めます。
- ② 個別計画等を策定や改定する際に、SDGs の要素を反映させることによって、各事業や業務を通して全庁的な SDGs の推進を図ります。

(3) ステークホルダーとの連携による SDGs の推進

SDGs の理念に沿って、様々なステークホルダーと目標を共有することにより、連携関係の構築や協働をスムーズに進め、地域課題等の解決に向けた効果的な取組につなげます。

6 庁内体制

SDGs の達成に向けて、全庁横断的に取り組んでいく必要があります。特に、様々な課題解決に向けた施策の展開にあたっては、企画経営室が中心となり各施策の関連部署と連携し、調整等を図りながら、具体的な手法等の戦略を検討し、全庁で推進します。

<参考1>SDGsの17の目標

目標	説明	目標	説明
	【 貧困 】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		【 不平等 】各国内及び各国間の不平等を是正する。
	【 飢餓 】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		【 持続可能な都市 】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	【 保健 】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		【 持続可能な生産と消費 】持続可能な生産消費形態を確保する。
	【 教育 】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		【 気候変動 】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	【 ジェンダー 】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		【 海洋資源 】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	【 水・衛生 】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		【 陸上資源 】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	【 エネルギー 】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		【 平和 】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	【 経済成長と雇用 】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		【 実施手段 】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	【 インフラ、産業化、イノベーション 】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	※説明は外務省の日本語訳を参照しています。	

<参考2> 長期総合計画基本目標の各施策と SDGs との関係

基本目標	基本的な施策	SDGs の 17 の目標
基本構想実現のために	I 協働によるまちづくりの推進	
	II 互いに尊重しあえる意識の醸成	
	III 持続可能な行財政運営	
共に創るにぎわいあふれるまち	1 地域経済の活性化	
	2 都市農業の振興	
	3 地域力の向上	
	4 生涯学習の推進	
安心して快適にすごせるまち	1 安全・安心な地域づくり	
	2 快適な住環境整備の推進	
いきいきと健康に暮らせるまち	1 支え合う地域福祉の推進	
	2 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	
	3 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり	
	4 健やかな生活を支える保健医療の推進	
子どもが豊かに成長できるまち	1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	
	2 子どもの未来を育む学校づくり	
自然と共生する環境にやさしいまち	1 水と緑を守り育てる環境づくり	
	2 地球環境にやさしいくらしづくり	

※ SDGs には 17 の目標とそれぞれの下により具体的な 169 のターゲット（達成基準）があります。

※基本的な施策と SDGs の 17 の目標について、基本計画の基本的な事業に記載された取り組みと SDGs の 169 のターゲットの紐づけを行い、現時点の考え方を表として整理しました。